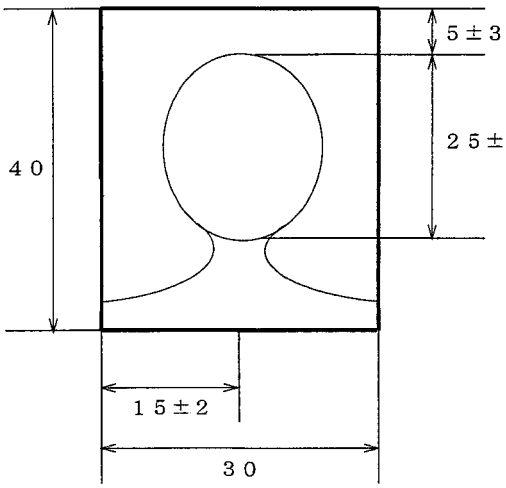
第十二条　新規則第四条第二項の適用においては、施行日前に交付された旧規則第三号様式の特別永住許可書は、新規則第三号様式の特別永住許可書とみなす。

2　附則第四条第二号の適用においても、前項と同様とする。

第十三条　この省令の施行の際現に行われている旧規則別記第一号様式又は別記第二号様式による特別永住許可の申請は、それぞれ新規則別記第一号様式又は別記第二号様式による特別永住許可の申請とみなす。

別表第一（第一条、第四条関係）

（単位：ミリメートル）



1　本人のみが撮影されたもの
2　縁を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂（髪を含む。）から顎の先まで。）
3　無帽で正面を向いたもの
4　背景（影を含む。）がないもの
5　鮮明であるもの

別表第二（第十七条関係）

特別永住者が自ら出頭して行うこととされている行為	当該特別永住者に代わってする行為
法第十一条第一項の規定による届出	第七条第一項に定める届出書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十二条第一項又は第二項の規定による申請	第八条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項において準用する第七条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十三条第一項の規定による申請	第九条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券の提示等に係る手続
法第十四条第一項又は第二項の規定による申請	第十条第一項又は第二項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第七条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十一条第二項（法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者証明書の受領	この項の上欄の規定により交付される特別永住者証明書の受領に係る手続

別記第一号様式（第一条関係）

日本国政府法務省

特別永住許可申請書

法務大臣殿

1　国籍・地域		写真
2　氏名		
3　性別　男・女　4　生年月日	年　月　日	
5　出生地		
6　居住地		
7　電話番号		
8　父及び母の身分事項		
続柄	父	母
氏名		
生年月日	年　月　日	年　月　日
国籍・地域		
特別永住者証明書番号 在留カード番号		
在留の資格		

申請人署名

申請年月日

年　月　日

市区町村	受理年月日　受理番号	年　月　日	第　号	
	申請事由	1　出生　2　日本国籍離脱・喪失　3　その他（　）		
	代理申請事由	1　16歳未満　2　その他（　）		
村				
審査				
欄				

市区町村長名及び職印